3　自動車税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の三第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第三号に規定する自動車税減収補塡特例交付金の額
4　地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の五第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額

村たばこ税の課税標準数量

政の特別措置に関する法律（「特例交付金法」という。）第二条第二項第一号に規定する特例交付金

項の規定により算定した特別引取税減収補塡特例交付金

項の規定により算定した特車税減収補塡特例交付金の

項の規定により算定した特揮発油譲与税減収補塡特例

』

と、同表市町村の項中「十四　軽油引取税交付金　前年度の軽油引取税交付金

』

とあるのは

「

十四　軽油引取税交付金	前年度の軽油引取税交付金
十四の二　地方特例交付金	
1　個人住民税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の四第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補塡特例交付金の額
2　軽油引取税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の五第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額
3　自動車税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の二第三項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第二号に規定する軽油引取税減収補塡特例交付金の額
4　軽自動車税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の三第三項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第三号に規定する自動車税減収補塡特例交付金の額
5　地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の三第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補塡特例交付金の額

』

とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条第一項及び附則第四条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和八年度分の地方交付税から適用し、令和七年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（地域未来基金費等の基準財政需要額への算入）

第三条　令和八年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる新地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　地域未来基金費	人口	一人につき　四、一三〇円
	二　臨時財政対策債償還基金費	臨時財政対策の平成十七年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき　一八〇
市町村	臨時財政対策債償還基金費	臨時財政対策の平成十七年度から平成二十二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき　八八円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地域未来基金費に係るものにあっては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあっては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

前年度の軽油引取税交付金の交付額

当該年度について特例交付金法第三条第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第一号に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額

税交付金の交付額